

千葉市平和公園 C 地区ベンチ修繕仕様書

1 適用

- (1) 本仕様書は、千葉市平和公園 C 地区ベンチ修繕に適用する。
- (2) 本仕様書は、契約書第 1 条に規定する設計図書である。

2 内容等

- (1) 本修繕は老朽化により使用に耐えなくなった木製ベンチを撤去し新たにベンチの新設を行う。
- (2) ベンチは株式会社コトブキ社製エフライン (FL001A-SM-HS-RD) (同等品でも可) とする。
- (3) ベンチは固定式とし、基礎を設置の上、そこにベンチを固定すること。
- (4) 修繕に伴う廃材等については、産業廃棄物として適切に処理すること。

3 安全管理

- (1) 作業にあたっては、墓参者等、車両、その他施設等に損傷を与えないよう努めること。損傷を与えた場合は、受注者の責において補修すること。
- (2) 作業中は、墓参者等が作業現場に接近しないよう必要な措置を講じ、安全管理に十分注意すること。
- (3) 園路の使用制限や墓参者等への周知については、適切に行うこと。
- (4) 修繕関係車両の待機場所・方法については、周辺住民、墓参者等とのトラブルのないよう十分配慮すること。

4 作業期間

- (1) 当該修繕の履行期間は契約日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 墓参者等が集中する時期の作業は、墓参者等の利用状況を鑑みて修繕の実施内容について調整を行うこと。

5 留意事項

- (1) 令和 7 年 3 月 31 日までに修繕工事を完了し、関係図書を完了届とともに提出し、検査を受けること。
- (2) 撤去した廃棄物等の処理に関しては廃棄物処理法を遵守すること。
- (3) 土砂などにより園路等を汚損した場合は、早急に路面清掃を行うこと。
- (4) 作業に起因する事故が発生した場合、受注者の責任において処理すること。
また、事故発生後は速やかに監督員へ状況報告すること。
- (5) その他不明点は、監督員と協議すること。